

背景・目的

生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年（平成32年）までに、「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられ、法律の改正、計画の策定等を推進。

○外来生物法の改正（H26年6月施行）

- ・ 特定外来生物の対象への交雑種の追加
- ・ 輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等

○外来種被害防止行動計画（H27年3月）

- ・ 国、地方自治体など各主体の役割
- ・ 対策の優先度の考え方 等

○生態系被害防止外来種リスト（H27年3月）

- ・ 侵略的外来種の特定

○アカミミガメ対策推進プロジェクト（H27年7月）

- ・ アカミミガメ対策の計画的な実施

これら法律、計画等の確実な執行、適切な運用を進め、愛知目標を達成し、外来生物による我が国の生態系等への被害を防止。

事業目的・概要等

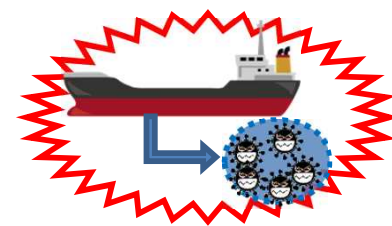
イメージ

我が国の生態系に悪影響を及ぼす外来種への対応

特定外来生物の指定



バラスト水による影響の回避



対策困難外来種の
対策検討



非意図的な導入への対策

事業概要

○外来生物対策管理事業

- ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
- ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
- ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法の検討

○対策困難外来種防除計画策定調査

- ・ 日本中に蔓延し、対策が困難な外来種のアカミミガメの対策を検討

期待される効果

優先度を踏まえた
特定外来生物の指定と
計画的な規制等の実施

水際対策の強化など
による改正外来生物
法の効果的な運用等

愛知目標の達成
我が国の生物多様性を確保

事業スキーム

